

●香川県告示第198号

香川県統計調査条例（平成20年香川県条例第48号）に基づく県統計調査の実施について、同条例第3条の規定により告示する。

令和7年8月26日

香川県知事 池 田 豊 人

1 調査の名称及び目的

(1) 名称

香川県脳卒中患者実態調査

(2) 目的

香川県における脳卒中患者の治療の実態を明らかにし、効果的な脳卒中对策を検討する基礎資料とすることを目的とする。

2 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

県内全域

(2) 属性的範囲

県内の脳卒中急性期治療に係る医療機関

3 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

病院名、急性期病床数、CTの有無、MRIの有無、DSA装置の有無、頸動脈エコーの可否、脳神経外科門医の在籍数、脳卒中専門医の在籍数、rt-PA静注療法単独の1-12月合計症例など

(2) 基準となる期日

毎年1月1日現在

4 報告を求める者

(1) 数

18医療機関

(2) 選定の方法

調査業務を委託する香川大学医学部脳神経外科が、県内の脳卒中急性期治療に係る医療機関から調査に適切な医療機関を選定する。

5 報告を求めるために用いる方法

香川県が委託し、香川大学医学部脳神経外科が作成したWeb回答フォームにアクセスするためのURLが記載された調査依頼票を、調査対象医療機関に電子メールで送信し、又は紙媒体で配布し、当該医療機関の担当者がWeb回答フォームから回答し、香川大学医学部脳神経外科が回答を集約する。

6 報告を求める期間

毎年9月上旬から10月下旬まで